

指定管理施設実態調査 調査票(1)

1 施設名等

施設名	栗東市やすらぎの家	住所	栗東市出庭700番地1
		電話	077-554-0606
		H P	http://www.ritto-shakyo.jp/

2 指定管理者及び市の所管課名

指定管理者名	社会福祉法人栗東市社会福祉協議会	市所管課名	長寿福祉課
		電話番号	077-551-1940

3 施設概要

設置年月日	H5.4.12
設置目的	老人福祉法第15条第5項の規定に基づき、老人の福祉の増進を図る
施設内容	①敷地面積 5,176㎡ ②建物延べ床面積 886.92㎡ ③構造 鉄骨造 平屋建 ④施設概要 事務室・教養娯楽室・機能回復訓練室・会議室・和室・調理室・浴室等
利用料金等	部屋使用料 200円～1,500円、温浴施設利用(無料、100円、300円)、宿泊料一般1,700円／人、中学生以下700円／人
開館日・開館日時	開館日:火曜日～土曜日 但し、年末年始(12月28日から翌年1月3日)は休館とする。 ※第3日曜日以外の日曜日は、団体利用がある場合は開館する。 開館時間:午前8時30分～午後5時15分

4 指定管理者が行う業務等

指定期間	令和 31年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日
管理運営委託料	令和2年度 31,243,000
指定管理者が行う業務	(1)施設の運営に関する業務 ア 施設の受付、案内に関する業務 イ 条例及び規則に基づく施設の利用の許可(取り消しを含む)に関する業務 ウ 施設の使用料の徴収に関する業務 エ 施設の利用に伴う備品類の貸出しに関する業務 (2)施設の維持管理に関する業務 ア 施設及び設備の保守点検に関する業務 イ 施設の清掃に関する業務 ウ 備品類の管理・調達 エ その他の維持管理 (3)その他の業務 ア 事業計画書及び収支予算書の作成 イ 事業報告書(収支決算書等を含む)の作成
施設の管理体制	老人福祉センター 管理者1名(兼任)、生活指導員1名(専任)、事務員1名(専任)

5 施設の利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者数(人)	令和2年度	0	0	794	894	809	878	912	735	767	734	714	892	8,129

利用料金制を採用している場合は記入のこと。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用料金収入(千円)	令和2年度	8	1	12	14	9	3	12	12	15	15	13	15	124

6 サービスの質の向上に向けた取り組み・利用者の反響等

令和2年度	4月から5月末まで新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、市の要請を受けて休館としました。この期間の取組みとして老人福祉センターの利用者宅に手作りマスクの配布、自宅で行える軽体操、脳トレランなどをポスティングしました。また、定期的な電話連絡を行い、生活上の相談を受けるなど見守り活動を実施しました。地域の福祉活動の支援として、生活支援コーディネーターと連携して、出前講座(軽体操、レクリエーション指導)を実施して好評を得ました。館内活動については、軽体操を毎回実施し、介護予防を目的としたレクリエーション活動を実施するも、毎年恒例となっているボランティア発表会、夏・冬まつりの開催は中止しました。また、地域の交流拠点として、館内にある喫茶室の運営をボランティアグループに任せ、利用者同士の交流を図っています。
-------	---

7 施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取り組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	利用者数は、2か月間の休館に加え、感染拡大防止を図るための団体行事の中止が重なり、個人利用、団体利用ともに前年度に比べ大幅減となりました。再開後の感染予防対策として、利用者については、検温(37.5℃以上で利用不可)、入館前の手指消毒、マスクの着用をお願いしました。職員についても、出勤前の検温(37.5℃以上で出勤しない)、入館前の手指消毒、マスクの着用を徹底。施設においては、空気清浄機を設置、定期的な換気、および巡回バス車内、使用備品、手すり等の消毒を実施しました。活動については、交流等は自粛、年2回の利用者会議も書面報告としました。今後の運営管理においても感染予防対策に取り組みながら、安心して利用できる施設づくりを進めて参ります。
市の施設所管課の確認・検証意見	新型コロナウイルス感染症の影響により、2か月間の休館やその後の利用減少となったが、施設環境や職員・利用者の感染予防対策に取り組まれており、安心して利用できる施設づくりに努められている。休館期間には、定期的な電話連絡による見守り活動や軽体操・脳トレチラシ等を配布されるなど工夫をされており、再開後においても、恒例行事は残念ながら中止となったが、軽体操やレクリエーション指導などの活動を実施するなど介護予防に取り組まれている。地域支援としては、生活支援コーディネーターが地域と連携することで交流を広めることができている。また、地域の高齢者ボランティアによる喫茶室の運営では、生きがい創出と利用者同士の交流が図れ、地域影として地域住民の集いの場となるよう広がりを見せる効果がでている。
仕様等に対する実績(調査票(2)より平均値)	5 ④ 3 2 1

8 職員研修

(1) 基本協定での位置付け

研修実施の基本協定書への明文化の有無	人権同和問題	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(年度協定書に明記)
	従業員研修	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(年度協定書・業務仕様書に明記)

(2) 人権・同和問題等研修の取り組み状況

実施年月日	対象者	参加人数	研修内容(研修会名、講師の所属・氏名、ビデオ・映画名等、社外研修の場合は実施主体)	実施区分		実施場所	所要時間
				組織内	組織外		
7月12日	職員	10	人権講座啓発用DVD鑑賞「わっかカフェへようこそ ～ココロまじわるヨリドコロ～」	○		やすらぎの家	35分
7月14日～17日	職員	4	人権講座啓発用DVD鑑賞「わっかカフェへようこそ ～ココロまじわるヨリドコロ～」	○		やすらぎの家	35分
10月9日	職員	1	市人権研修 職員集合研修 「人権・同和問題基礎研修」 栗東市同和教育指導員 井之口清治氏、金城ゆみ子氏		○	栗東市役所	120分
2月9日	職員	1	市人権・同和問題職員集合研修「応用研修③」 「コロナ禍における差別及びヘイトスピーチ解消法」 滋賀県人権センター 樋口孔司氏		○	市役所	120分
2月25日	管理者	1	令和2年度介護サービス事業所・施設管理者等研修 「新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害」	○		やすらぎの家 (リモート研修)	120分

(3) 人権・同和問題等研修に関する確認・検証

指定管理者の自己検証	職員研修を実施し、人権意識の向上に努めていることに加え、日常のミーティングにおいても高齢者や障がい者など人の尊厳等について話す機会を持ち、事業所全体で取り組むようにしています。また、啓発ポスターや冊子等も適宜配置して、利用者への啓発や情報発信を行っています。
市の施設所管課の確認・検証意見	計画的に事業所全体で研修が実施されている。高齢者や障がい者などの人の尊厳等について日常的に話す機会を持ち、事業所全体で人権意識の向上に努めている。また、啓発ポスターや関係冊子などを利用者の目に触れやすい場所に設置し情報発信の役割を果たしている。

指定管理施設実態調査 調査票(2)

施設(サービス)名	やすらぎの家
所属名	長寿福祉課

指定管理仕様等各項目に対するチェックリスト							
番号	項目	各項目の記載箇所	評価(いずれかに○をすること)				
			5	4	3	2	1
1	施設及び設備の保守管理・保守点検	仕様書		○			
2	安全管理・事故防止策への取り組み	仕様書		○			
3	緊急時対応マニュアルを作成しているか	仕様書		○			
4	事故・緊急事態の報告を市に提出しているか	仕様書		○			
5	利用者等の要望・苦情等への対応	仕様書		○			
6	利用者の自立を支援するサービスを提供しているか	仕様書		○			
7	施設に対するニーズ等の把握	仕様書		○			
8	介護予防の拠点としての活動がされているか	仕様書		○			
9	市民サービスの向上	仕様書		○			
10	施設の利用促進	仕様書		○			
11	使用料は正しく徴収されているか	仕様書		○			
12	使用料の免除は正しくされているか	仕様書		○			
13	情報公開・個人情報の保護	仕様書・基本協定書		○			
14	事業計画書及び収支予算書の作成	仕様書・基本協定書		○			
15	実績報告書の作成と提出	仕様書・基本協定書		○			
16	職員研修の実施	仕様書		○			
17	県・市の人権啓発学習に参加されているか	仕様書		○			
18							
19							
20							
合 計(○の数を記入すること)			0	17	0	0	0

※ 項目が足りない場合は、2枚目に記入のこと。

※ 評価が3、2、1の各項目については、改善策を調査票(3)に記入すること。

5: 基準を大きく上回ってできている。

4: できている。

3: 一部できていない。

2: 半分程度しかできていない。

1: 全くできていない。